

稼げる水産業づくり事業実施要領

第1 趣旨

国民の食生活が変化し、消費者の魚離れが進行する中、将来にわたり本県水産業を維持・発展させていくためには、消費者ニーズに対応した漁業者・漁協による6次産業化の取組みを図るとともに、魅力ある地域の創生へ向けた取組みを推進し、「稼げる水産業」の実現に取り組んでいく必要がある。

稼げる水産業を実現し、魅力ある地域の創生を図るためには、漁協等が行う6次産業化等の新たな取組みや民間企業との連携を促進することが必要である。

また、これらの取組みを加速させ、持続的な取組みとするためには、地元の市町と連携し、地域一体となって取組みを推進することが不可欠である。

熊本県水産業振興関係補助事業（水産振興課分）実施要領（平成28年4月1日施行。以下「要領」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

第2 事業の内容等

本事業は、事業計画に基づいて、計画的に行われる消費者や飲食店等との直接販売や直接取引、消費者を見据えた加工品開発やブランド化、漁村や水産業が持つ地域資源の活用、ICTを活用した情報発信力の強化、広域な地域の連携や民間企業等と連携に向けた活動を実施内容とする。

第3 事業の実施の手続き

本事業を行う事業主体は、所管する県広域本部農林水産部水産課（以下「水産課」という。）と十分協議のうえ、要項に規定する以下の申請書等は、水産課を経由して知事に提出するものとする。

- （1）交付申請書（要項第6条関係）
- （2）交付決定前着手承認申請書（要項第9条関係）
- （3）事業変更申請書（要項第8条関係）
- （4）実績報告書（要項第13条関係）

第4 市町との情報共有

本事業を行う事業主体は、本事業の円滑な実施に資するため、以下のとおり市町と情報を共有するものとする。

- （1）事業主体は、要領第5条に規定する事業計画書、要領第6条に規定する事業変更計画書の策定にあたり、当該事業主体の位置する市町（以下「関係市町」という）に情報提供するとともに、関係市町における水産業の振興方針

等に整合していることを確認するものとする。

- (2) 1 の情報提供を受けた関係市町は、事業計画または事業変更計画について、各市町における水産業の振興方針等に照らし必要と認めるときは、事業主体と調整することができる。
- (3) 事業主体は、要領第8条に規定する事業実績書の提出にあわせ、関係市町に情報提供するものとする。
- (4) 事業主体は、関係市町と情報共有を促進するため、事業の取組みに関する事項について、協議する場を積極的に設けるよう努めるものとする。

第5 浜の活力再生プラン関連施策の連携推進

事業主体は、関係市町と連携し、地域一体となってこれらの取組みを推進するとともに、浜の活力再生プランの目標の実現に向けた努力と併せて関連施策との連携を図り、稼げる水産業の実現に繋げるものとする。

第6 推進指導等

県は、地域の実態に即し、かつ、事業主体自らの創意工夫を活かした本事業の効果的な推進が図れるよう、関係市町と連携を図るとともに、協力を得て、事業主体に対して必要な助言及び指導を行うものとする。

附則

この通知は、平成28年4月14日から施行する。